

# 子どもに関する条例骨子（案）の概要

## ～前文～

市の子育てに関する考え方や制定の必要性、東日本大震災について等を盛り込み、郡山市特有の視点を出していく。

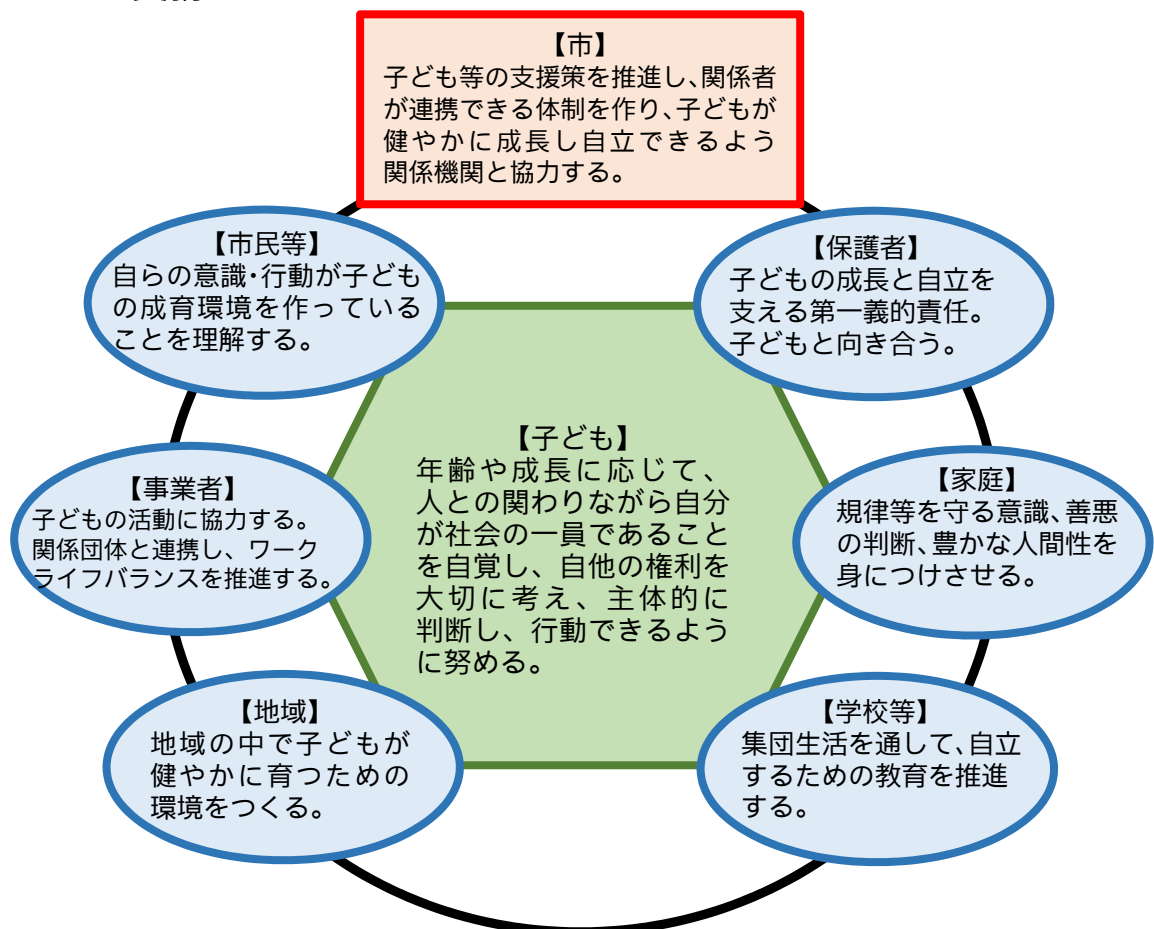
## ～条例の目的（目標）～

子どもとその家庭への支援の基本理念並びに子どもに関する施策の基本となる事項を定め、子ども、保護者、家庭、学校等、地域、事業者、市民等及び市の役割を明らかにすることにより、**子どもが健やかに成長し、自立できる社会の実現に寄与**すること。

## ～基本理念～

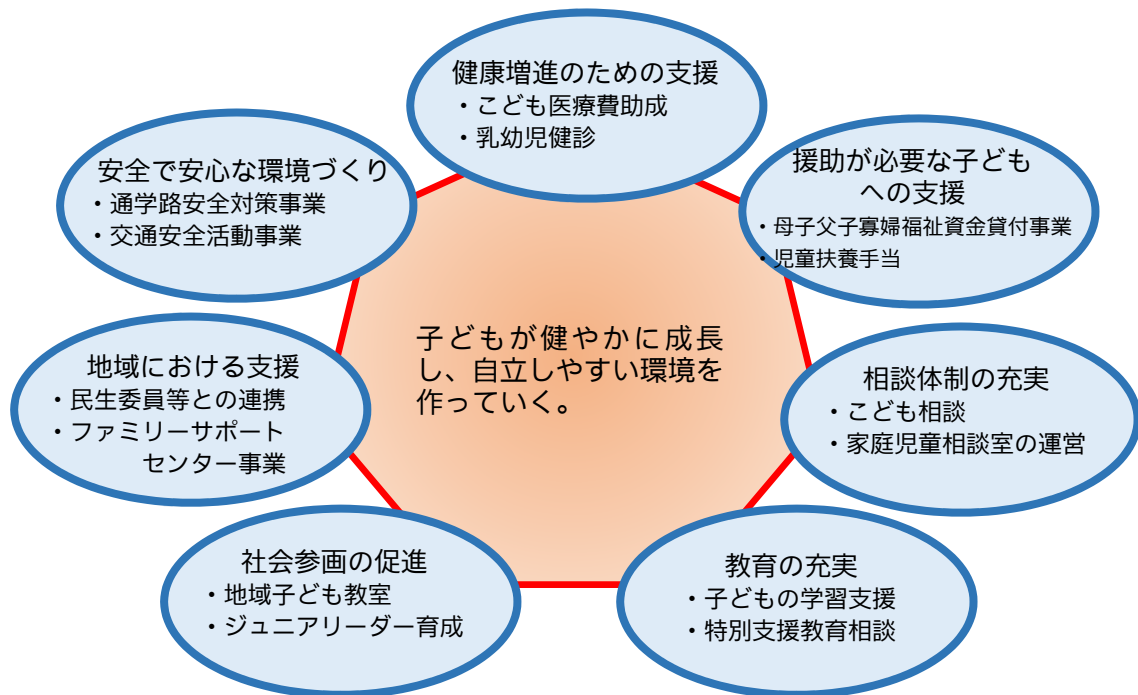
日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもが健やかに成長し自立できるよう、保護者、家庭、学校等、地域、事業者、市民等及び市が協働で取り組み、本市において「子どもの最善の利益」が実現されるよう努める。

## ～それぞれの責務～



## ～子どもが健やかに成長し、自立するための支援等～

※各支援に記載されている事業は、現在市が取り組んでいる主なものを抽出し、当てはめております。



## ～広報・啓発～

子ども・子育て支援に関する事業展開時に、積極的に P R

リーフレット  
の作成

解説書（概要  
版・子ども版）  
の作成

P R ポスター  
の作成

## ～計画の策定・推進～

本市において各種計画を策定するとき及び実施するときは、基本理念に従い子ども及び市民等の意見を十分に反映させ、推進体制を整える。